

現場管理業務委託事務取扱試行要領

(趣旨)

第1条 栃木県県土整備部が現場管理業務を試行的に委託する場合の事務の取扱いについては、「栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領」に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次項に定めるところによる。

- (1) 対象工事 当該業務委託において業務の対象となる土木工事
- (2) 監督補助業務 現場監理業務のうち、第5条に示す事務の総称
- (3) 現場管理業務委託 監督補助業務を県の外部へ委託すること

(適用範囲)

第3条 この要領は、栃木県県土整備部が執行する現場管理業務委託に適用するものとする。

(対象業務)

第4条 現場管理業務委託の対象は、施工管理等に必要な監督補助（立会、確認等）業務とする。

(業務内容)

第5条 業務内容は、対象工事における次の業務とする。

- (1) 施工管理等の監督補助（立会、確認等）業務
- (2) その他現場管理に必要な補助業務

(業種区分)

第6条 業種区分は、土木関係建設コンサルタント業務とする。

(予定価格の設定)

第7条 予定価格は、「現場管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

(最低制限価格)

第8条 本業務は、「栃木県最低制限価格制度事務処理要領」により最低制限価格を設定するものとし、業種区分は土木関係建設コンサルタント業務とする。

(契約書)

第9条 契約書は、「栃木県業務委託契約書」を使用するものとする。

(業務仕様書)

第10条 業務に使用する仕様書は、別に定める「現場管理業務特記仕様書」を適用することとし、必要に応じて「現場管理業務特記仕様書」を各業務に合わせて修正し使用することとする。

(成績評定)

第11条 本業務は、「栃木県県土整備部委託業務成績評定要領」の対象としないものとする。

(対象工事に関する制限)

第12条 対象工事を受注している者、または対象工事に参加している者と資本面、人事面で関係のある者は、現場管理業務委託を受注できないものとし、入札条件書にその旨を記載するものとする。

なお、対象工事に参加とは、対象工事の入札に参加すること、または対象工事に下請けとしての参加することをいう。

(業務結果の検証)

第13条 現場管理業務委託を試行した所属長は、その内容及び結果を検証し技術管理課長へ報告することとする。また、技術管理課長はその報告を踏まえ、適宜本要領等を修正することとする。

附則

1 この要領は、平成26年2月10日以降起工伺いの業務委託から適用する。